



茨城県報

第 6 4 1 号

平成 7 年 4 月 13 日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●茨城県健康科学センターに係る使用料の徴収事務の委託（成人病対策課）	1
●大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業振興課）	2
●農業改良資金の貸し付け事業に係る公金の収納及び支出の事務の委託（農業経済課）	2
●保安林の指定の解除の予定（林業課）	4
●道路の区域の変更（道路維持課）	5
●公有水面埋立ての竣工認可（港湾課）	5
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）	6
●土地改良事業の適当決定（土地改良事務所）	6
●土地改良事業の認可（8件）（ 〃 ）	7

（公安委員会）

●緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定	8
----------------------------------	---

公 告

●争議行為の予告通知の公表（労政課）	9
●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催の中止（都市計画課）	10
●都市計画の図書の縦覧（ 〃 ）	10
●都市計画事業の施行者の名称等（3件）（公園街路課）	14

（人事委員会）

●平成 7 年度茨城県警察官（巡査）採用試験事務の委任	15
-----------------------------	----

告 示

茨城県告示第 4 8 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県健康化学センターに係る使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 7 年 4 月 1 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者 財団法人茨城県総合健診協会
- 2 受託に係る使用料 茨城県健康化学センターの設置及び管理に関する条例（平成 3 年茨城県条例第 9 号）に基づく使用料
- 3 委 託 の 期 間 平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 3 1 日まで

茨城県告示第 4 8 7 号

大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 条第 2 項の公示は、その効力を失ったので、同法第 3 条第 5 項の規定により、公示する。

平成 7 年 4 月 1 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

寺島薬局株式会社

2 建物の名称及び所在地

ドラッグ寺島神立新店

土浦市神立中央 2 丁目 4 0 1 1 - 6 8 8

茨城県告示第 4 8 8 号

農業改良資金の貸し付け事業に係る公金の収納及び支出の事務について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条及び第 1 6 5 号の 3 第 1 項の規定により、別表に掲げる者に委託した。

平成 7 年 3 月 1 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

委託期間 平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 3 1 日まで

別表

受 託 者 の 名 称	所 在 地
茨 城 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	水戸市梅香 1 - 1 - 4
水 戸 農 業 協 同 組 合	水戸市赤塚 2 - 2 7
常 陸 小 川 農 業 協 同 組 合	東茨城郡小川町小川 1 4 8 4 - 2
美 野 里 町 農 業 協 同 組 合	東茨城郡美野里町竹原 2 1 2 0 - 5
茨 城 中 央 農 業 協 同 組 合	笠間市飯合 1 4 6
岩 瀬 町 農 業 協 同 組 合	西茨城郡岩瀬町岩瀬 1 9 1 1 - 1
那 珂 湊 市 農 業 協 同 組 合	ひたちなか市釈迦町 2 3 - 2 2
勝 田 市 農 業 協 同 組 合	ひたちなか市勝田泉町 2 - 1 2
東 海 村 農 業 協 同 組 合	那珂郡東海村船場 5 4 4 - 2
那 珂 農 業 協 同 組 合	那珂郡那珂町菅谷 4 4 5 6 - 5
瓜 連 町 農 業 協 同 組 合	那珂郡瓜連町瓜連 1 3 7 0 - 1
茨 城 み ど り 農 業 協 同 組 合	那珂郡大宮町 3 0 9 1 - 6

山 方 町 農 業 協 同 組 合	那珂郡山方町山方 9 5 1 - 1
美 和 村 農 業 協 同 組 合	那珂郡美和村高部 4 0 2 - 2
常 陸 太 田 南 部 農 業 協 同 組 合	常陸太田市山下町 3 8 8 9
常 陸 太 田 北 部 農 業 協 同 組 合	常陸太田市里野宮町 2 1 - 1
金 砂 郷 農 業 協 同 組 合	久慈郡金砂郷町大方 1 7 0 1
水 府 村 農 業 協 同 組 合	久慈郡水府村松平 4 9 - 5
里 美 村 農 業 協 同 組 合	久慈郡里美村大中 1 4 9 3 - 2
茨 城 ひ た ち 農 業 協 同 組 合	高萩市本町 1 - 1 0 0 - 2
日 立 多 賀 農 業 協 同 組 合	日立市多賀町 1 - 1 2 - 1 0
鉾 田 町 農 業 協 同 組 合	鹿島郡鉾田町安房 1 4 0 9 - 1
茨 城 旭 村 農 業 協 同 組 合	鹿島郡旭村造谷 1 0 7 1
大 洋 村 農 業 協 同 組 合	鹿島郡大洋村汲上 3 0 2 7 - 2
し お さ い 農 業 協 同 組 合	鹿島郡神栖町溝口 4 9 9
波 崎 町 農 業 協 同 組 合	鹿島郡波崎町太田 1 8 8 8 - 4 7
な め か た 農 業 協 同 組 合	行方郡麻生町麻生 3 3 4 6 - 2 5
土 浦 農 業 協 同 組 合	土浦市田中 1 - 1 - 4
ひ た ち 野 農 業 協 同 組 合	石岡市貝地 2 - 2 - 5
茨 城 玉 川 農 業 協 同 組 合	新治郡玉里村下玉里 4 5 6
八 郷 町 農 業 協 同 組 合	新治郡八郷町柿岡 3 2 3 6 - 6
茨 城 千 代 田 農 業 協 同 組 合	新治郡千代田町中佐谷 4 3 - 2
つ く ば 市 桜 農 業 協 同 組 合	つくば市東岡 3 3 5
つ く ば 市 谷 田 部 農 業 協 同 組 合	つくば市谷田部 2 0 7 4 - 1
つ く ば 市 豊 里 農 業 協 同 組 合	つくば市上郷 3 6 2 1 - 1
つ く ば 市 筑 波 農 業 協 同 組 合	つくば市北条 5 2 1 5
つ く ば 市 中 央 農 業 協 同 組 合	つくば市吉沼 1 1 0 4 - 1
つ く ば 市 大 穂 農 業 協 同 組 合	つくば市大曾根 3 4 3 4

茨 城 み な み 農 業 協 同 組 合	筑波郡伊奈町谷井田1609
竜ヶ崎 市 農 業 協 同 組 合	竜ヶ崎市8200
稲 敷 農 業 協 同 組 合	稲敷郡江戸崎町江戸崎甲3016-3
美 浦 村 農 業 協 同 組 合	稲敷郡美浦村木原2660
阿 見 町 農 業 協 同 組 合	稲敷郡阿見町中央1-3-1
茎 崎 農 業 協 同 組 合	稲敷郡茎崎町小茎287
牛 久 市 農 業 協 同 組 合	牛久市柏田町1527
利 根 町 農 業 協 同 組 合	北相馬郡利根町立崎402
北 つ く ば 農 業 協 同 組 合	下館市岡芹2222
常 総 ひ か り 農 業 協 同 組 合	結城郡千代川村宗道2028
岩 井 市 農 業 協 同 組 合	岩井市岩井2229
茨 城 む つ み 農 業 協 同 組 合	猿島郡境町長井戸23
茨 城 北 酩 農 業 協 同 組 合	水戸市東赤塚2101
美 野 里 酩 農 業 協 同 組 合	東茨城郡美野里町堅倉1256-1
ひ の で 酩 農 業 協 同 組 合	土浦市下高津4-19-7
利 根 酩 農 業 協 同 組 合	稲敷郡河内村金江津7502-3
共 栄 酩 農 業 協 同 組 合	水海道市豊岡町乙1200
茨 城 県 西 酩 農 業 協 同 組 合	下妻市本城町1-47
下 館 酩 農 業 協 同 組 合	下館市茂田1686-1

~~~~~

茨城県告示第489号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成7年4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

那珂郡美和村鷺子字越路2625の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び美和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 茨城県告示第 4 9 0 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 7 年 4 月 1 3 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 4 月 1 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 烏山御前山線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要 |
|-----------------------------|------|---------|------|-----|
|                             |      | メートル    | メートル |     |
| 那珂郡緒川村大字下小瀬字西小屋1091番 5 地先から | 旧    | 最大 26.0 | 28   |     |
|                             |      | 最小 20.0 |      |     |
| 那珂郡緒川村大字下小瀬字西小屋2212番地先まで    | 新    | 最大 24.0 | 28   |     |
|                             |      | 最小 12.0 |      |     |

#### 茨城県告示第 4 9 1 号

公有水面埋立法(大正 1 0 年法律第 5 7 号)第 2 2 条第 1 項の規定により、常陸那珂港港湾区域内の公有水面埋立について、次のとおり竣功認可したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 7 年 4 月 1 3 日

常陸那珂港港湾管理者の長

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 竣功認可年月日  
平成 7 年 3 月 3 1 日
- 2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 3 8 号  
茨城県  
代表者  
茨城県知事 橋 本 昌

#### 3 埋立区域の位置、区域及び面積

##### (1) 位置

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町字千駄切 5 5 2 番 9 に接する国有海浜地地先

##### (2) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成 2 年の秋分の満潮位(D. L. + 1. 4 2 メートル)における既設防波堤と公有水面との境界線及び⑤の地点と①の地点を結ぶ平成 2 年の秋分の満潮位(D. L. + 1. 4 2 メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院照沼三角点（北緯36度26分05秒，東経140度35分35秒）から152度19分48秒4,095.63メートルの地点

②の地点 ①の地点から 90度00分23秒 114.96メートルの地点

③の地点 ②の地点から 179度50分23秒 1.43メートルの地点

④の地点 ③の地点から 90度00分20秒 281.52メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 263度32分13秒 378.88メートルの地点

(3) 面積

15,636.31平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成3年11月22日 港指令第18号

5 関係図書を備え置く市町村

ひたちなか市

茨城県告示第492号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき五郎台土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成7年4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 組合の名称

五郎台土地区画整理組合

2 事務所の所在地

鹿島郡神栖町深芝2855番地

3 設立認可の年月日

昭和55年12月8日

4 変更の内容

設計の概要の変更

資金計画の変更

5 変更認可の年月日

平成7年4月13日

茨城県告示第493号

吉田用水土地改良区理事長石川幸三郎から平成7年1月11日付けで認可申請のあった岡田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成7年3月17日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成7年4月13日

茨城県土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

1 縦覧に供する書類

吉田用水土地改良区定款の写し

岡田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 7 年 4 月 1 4 日から平成 7 年 5 月 1 6 日まで

3 縦覧の場所

石下町役場

茨城県告示第 4 9 4 号

平成 6 年 1 1 月 1 7 日付けで村田村外三ヶ村土地改良区から認可申請のあった吉田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 4 8 条第 9 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定により平成 7 年 3 月 2 7 日認可した。

平成 7 年 4 月 1 3 日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

茨城県告示第 4 9 5 号

平成 6 年 1 1 月 1 7 日付けで村田村外三ヶ村土地改良区から認可申請のあった扇田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 4 8 条第 9 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定により平成 7 年 3 月 2 7 日認可した。

平成 7 年 4 月 1 3 日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

茨城県告示第 4 9 6 号

平成 6 年 1 1 月 1 7 日付けで村田村外三ヶ村土地改良区から認可申請のあった徳持地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 4 8 条第 9 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定により平成 7 年 3 月 2 7 日認可した。

平成 7 年 4 月 1 3 日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

茨城県告示第 4 9 7 号

平成 6 年 1 1 月 1 7 日付けで村田村外三ヶ村土地改良区から認可申請のあった山東地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 4 8 条第 9 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定により平成 7 年 3 月 2 2 日認可した。

平成 7 年 4 月 1 3 日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

## 茨城県告示第498号

平成6年11月17日付けで、村田村外三ヶ村土地改良区から認可申請のあった芝間地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成7年3月22日認可した。

平成7年4月13日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

## 茨城県告示第499号

平成7年1月9日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった立崎地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成7年3月22日認可した。

平成7年4月13日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 富久尾 育 雄

## 茨城県告示第500号

平成7年1月9日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった瀬々沼第1地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成7年3月22日認可した。

平成7年4月13日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 富久尾 育 雄

## 茨城県告示第501号

平成6年12月5日付けで久慈郡水府村大字和田1105番地小林 洋ほか26名から認可申請のあった台地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により平成7年3月20日認可した。

平成7年4月13日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 郡 司 脩

## （公 安 委 員 会）

## 茨城県公安委員会告示第12号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項及び第14条の2第2号の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定を行ったので公示する。

平成7年4月13日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

## 1 緊急自動車の指定

| 指定番号 | 自動車登録番号    | 車名・年式    | 用 途         | 所有者・使用者氏名 |
|------|------------|----------|-------------|-----------|
| 3034 | 土浦88せ 4117 | トヨタ 7年式  | 公益応急作業用(水道) | つくば市（桜支所） |
| 3035 | 水戸88せ 4957 | ニッサン 6年式 | 警察責務遂行用     | 茨城県警察本部   |

|         |               |          |               |            |
|---------|---------------|----------|---------------|------------|
| 3 0 3 6 | 水戸33の 9 3 1   | トヨタ 6 年式 | 〃             | 〃          |
| 3 0 3 7 | 水戸88せ 4 9 5 9 | スズキ 6 年式 | 〃             | 〃          |
| 3 0 3 8 | 土浦33は 2 2 3 9 | トヨタ 6 年式 | 〃             | 〃          |
| 3 0 3 9 | 2 4 - 1 1 4 7 | 三 菱 7 年式 | 自 衛 隊 用 (消防用) | 陸上自衛隊古河駐屯地 |

## 2 緊急自動車の指定取消し

| 指 定 号 | 自動車登録番号   | 車 名 ・ 年 式 | 用 途                | 使 用 者 名 称              | 告示年月日     | 告 示 号 | 取 理 消 由 |
|-------|-----------|-----------|--------------------|------------------------|-----------|-------|---------|
| 1797  | 水戸88す3057 | トヨタ 60年式  | 道路パトロール<br>( 高 速 ) | 日 本 道 路 公 団<br>( 日 立 ) | 60. 6. 27 | 20    | 廃車      |
| 2695  | 水戸88す8316 | トヨタ 4 年式  | 〃                  | 〃                      | 4. 11. 24 | 41    | 〃       |
| 2696  | 水戸88す8317 | トヨタ 4 年式  | 〃                  | 〃                      | 〃         | 〃     | 〃       |

## 3 道路維持作業用自動車の指定取消し

| 指 定 号 | 自動車登録番号   | 車 名 ・ 年 式 | 用 途     | 使 用 者 名 称              | 告示年月日     | 告 示 号 | 取 理 消 由 |
|-------|-----------|-----------|---------|------------------------|-----------|-------|---------|
| 1797  | 水戸88す3057 | トヨタ 60年式  | 道路維持作業用 | 日 本 道 路 公 団<br>( 日 立 ) | 60. 6. 27 | 20    | 廃 車     |
| 2697  | 水戸88す8316 | トヨタ 4 年式  | 〃       | 〃                      | 4. 11. 24 | 41    | 〃       |
| 1891  | 水戸88す8317 | トヨタ 4 年式  | 〃       | 〃                      | 〃         | 〃     | 〃       |

## 公 告

## ◎争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合水戸支部執行委員長中山英雄から、平成 7 年 4 月 4 日労働関係調整法（昭和 2 1 年法律第 2 5 号）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成 7 年 4 月 1 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事 件

賃金引き上げ等に関する要求

## 2 日 時

平成 7 年 4 月 1 5 日以降本問題が解決するまでの期間

## 3 場 所

日本赤十字労働組合水戸支部の組合員が従事する職場

## 4 争議行為の種類

あらゆる形の争議行為を実施する。

~~~~~

◎都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催の中止

古河・総和都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する旨を平成 7 年 3 月 9 日付け茨城県報号外第 2 4 号で公告したが、公述申出書の提出が提出期限である平成 7 年 4 月 7 日までになかったので、公聴会の開催を中止する。

平成 7 年 4 月 1 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

日 時 平成 7 年 4 月 1 4 日 午後 1 時 3 0 分から

場 所 猿島郡総和町大字上辺見 2 3 6 9

ユーセンター総和

◎都市計画の図書の縦覧

取手都市計画下水道の変更に伴い、守谷町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 7 年 4 月 1 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域**污水管渠****北守谷污水幹線****削除する部分**

守谷町松前台三丁目の一部

北守谷 1 号污水幹線**削除する部分**

守谷町松前台三丁目、四丁目及び七丁目の各一部

北守谷 2 号污水幹線**削除する部分**

守谷町久保ヶ丘一丁目及び二丁目の各一部

松前台一丁目の一部

北守谷 3 号污水幹線**削除する部分**

守谷町薬師台五丁目、六丁目及び七丁目の各一部

北守谷 4 号污水幹線**削除する部分**

守谷町大字守谷字並木の一部

大字立沢字笹久保及び字大久保の各一部

北守谷 5 号污水幹線**削除する部分**

守谷町大字守谷字岩及び字清水の各一部

大字立沢字野目里塚及び字山王前の各一部

北守谷 6 号污水幹線

削除する部分

守谷町大字大木字小水門, 字蒲立, 字枯松, 字寺下, 字観音前, 字東, 字馬乗場, 字道租神, 字神田ケ入及び字遠鹿台の各一部

大字板戸井字向地, 字前田, 字出口, 字槐戸, 字竹原, 字中畑及び字小屋場の各一部

北守谷 7 号汚水幹線

削除する部分

守谷町大字大木字中割, 字上島, 字大日下沖及び字古川押の各一部

北守谷 8 号汚水幹線

削除する部分

守谷町大字野木崎字新堤外, 字桑下, 字堤外, 字宮下, 字前畑, 字堂後, 字北ノ前, 字山ノ内及び字捨ケ久保の各一部

北守谷 9 号汚水幹線

削除する部分

守谷町大字立沢字高崎及び字向山の各一部

緑二丁目の一部

南守谷汚水幹線

削除する部分

守谷町大字高野字梅作, 字羽中, 字下向田及び字上向田の各一部

けやき台二丁目及び三丁目の各一部

南守谷 1 号汚水幹線

削除する部分

守谷町大字守谷字新町裏, 字ニツ塚, 字大日, 字沼崎及び字溜の各一部

南守谷 3 号汚水幹線

削除する部分

守谷町松ヶ丘一丁目及び五丁目の各一部

南守谷 4 号汚水幹線

削除する部分

守谷町けやき台三丁目及び四丁目の各一部

南守谷 5 号汚水幹線

削除する部分

守谷町大字高野字二重堀, 字五反田, 字今城, 字仲坪及び字向坪の各一部

南守谷 6 号汚水幹線

削除する部分

守谷町みずき野五丁目, 六丁目及び七丁目の各一部

南守谷 7 号汚水幹線

削除する部分

守谷町大字守谷字後沼, 字城内及び字仲町の各一部

雨水管渠

北守谷 1 号雨水幹線

削除する部分

守谷町御所ヶ丘二丁目及び三丁目の各一部

久保ヶ丘一丁目及び四丁目の各一部

松前台三丁目の一部

北守谷 2 号雨水幹線

削除する部分

守谷町御所ヶ丘五丁目の一部

久保ヶ丘一丁目の一部

北守谷 3 号雨水幹線

削除する部分

守谷町松前台一丁目、二丁目及び三丁目の各一部

北守谷 4 号雨水幹線

削除する部分

守谷町松前台七丁目の一部

大字板戸井字小屋場の一部

北守谷 5 号雨水幹線

削除する部分

守谷町薬師台六丁目及び七丁目の各一部

北守谷 6 号雨水幹線

削除する部分

守谷町薬師台四丁目、五丁目及び六丁目の各一部

北守谷 7 号雨水幹線

削除する部分

守谷町大字立沢字高崎、字久保町、字郷後田及び字中山の各一部

緑二丁目の一部

変更する部分

守谷町緑一丁目の一部

北守谷 8 号雨水幹線

削除する部分

守谷町大字立沢字向山の一部

緑二丁目の一部

北守谷 9 号雨水幹線

削除する部分

守谷町緑二丁目の一部

南守谷 1 号雨水幹線

削除する部分

守谷町けやき台一丁目、三丁目及び四丁目の各一部

南守谷 2 号雨水幹線

削除する部分

守谷町けやき台三丁目の一部

南守谷 3 号雨水幹線

削除する部分

守谷町松ヶ丘一丁目、五丁目及び六丁目の各一部

南守谷4号雨水幹線

削除する部分

守谷町大字大柏字下ヶ戸、字天神原及び字新田の各一部

松ヶ丘六丁目の一部

変更する部分

守谷町大字大柏字下ヶ戸の一部

松ヶ丘六丁目の一部

南守谷5号雨水幹線

削除する部分

守谷町松ヶ丘三丁目の一部

南守谷6号雨水幹線

削除する部分

守谷町大字守谷字溜の一部

大字立沢字笹久保の一部

南守谷7号雨水幹線

削除する部分

守谷町大字守谷字古城沼、字相野谷道上及び字庚塚の各一部

南守谷8号雨水幹線

削除する部分

守谷町大字守谷字岩、字黒内、字土塔、字二ツ塚、字法花坊、字御茶屋下及び字古城沼の各一部

大字立沢字野目里塚の一部

変更する部分

守谷町大字守谷字二ツ塚の一部

南守谷9号雨水幹線

削除する部分

守谷町大字守谷字内畑、字新町、字上町、字上裏、字宿裏、字糺谷、字城張及び字天神下の各一部

南守谷10号雨水幹線

削除する部分

守谷町みずき野一丁目、四丁目及び五丁目の各一部

南守谷11号雨水幹線

削除する部分

守谷町みずき野一丁目、二丁目及び五丁目の各一部

南守谷12号雨水幹線

削除する部分

守谷町みずき野三丁目及び四丁目の各一部

南守谷13号雨水幹線

削除する部分

守谷町みずき野四丁目及び五丁目の各一部

南守谷14号雨水幹線

削除する部分

守谷町みずき野五丁目の一部

南守谷15号雨水幹線

削除する部分

守谷町みずき野六丁目の一部

守谷浄化センター

削除する部分

守谷町大字野木崎字新堤外の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◎都市計画事業の施行者の名称等

下館・結城都市計画道路事業については、平成7年3月15日付建設省告示第708号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成7年4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

下館結城都市計画道路事業

3・4・31号小川女方線，3・5・50号谷部小川線

2 施行者の名称

茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

竜ヶ崎牛久都市計画道路事業については、平成7年3月15日付建設省告示第717号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成7年4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎牛久都市計画道路事業

3・5・6号昭和通り線

2 施行者の名称

茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

~~~~~

取手都市計画道路事業については、平成7年3月15日付建設省告示第705号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成7年4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画道路事業

3・4・3号上新町環状線

2 施行者の名称

茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

~~~~~

(人 事 委 員 会)

●平成7年度茨城県警察官（巡査）採用試験事務の委任

職員の任用に関する規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第18号）第11条の規定に基づき、平成7年度茨城県警察官（巡査）採用試験の実施に関し、事務の一部を茨城県警察本部長に委任した。

平成7年4月13日

茨城県人事委員会委員長 横 山 隆 徳

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は線下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)